

○静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則

平成15年4月1日

規則第112号

改正 平成17年3月31日規則第80号

平成24年7月6日規則第68号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市交通遺児等福祉手当条例(平成15年静岡市条例第152号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 条例第4条の規定による認定を受けようとする者は、交通遺児等福祉手当認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 保護者及び遺児の戸籍謄本(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45の外国人住民にあっては、自己及び自己と同一の世帯に属する者に係る同条に規定する記載事項並びに世帯主及び世帯主との続柄が記載された住民票の写し)

(2) 災害等状況申立書(様式第2号)

(3) 所得税が非課税であることを証明できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者以外の者が遺児の保護者であるときは、前項に掲げる書類のほか、遺児養育監護証明書(様式第3号)を提出しなければならない。

(平24規則68・一部改正)

(認定の通知)

第3条 市長は、前条の規定による認定の申請があった場合において、受給資格の認定をしたときは、交通遺児等福祉手当認定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(却下の通知)

第4条 市長は、第2条の規定による認定の申請があった場合において、受給資格がないと認めるときは、交通遺児等福祉手当認定申請却下通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(手当の支払)

第5条 手当の支払日は、条例第6条第2項に規定する支払月の25日とする。ただし、支払日が日曜日その他の休日のときは、その前日に支払うものとする。

(現況報告書の提出)

第6条 受給者は、受給者及び遺児の現況について、現況報告書(様式第5号)に所得税が非課税であることを証明できる書類を添付し、9月1日から同月10日までの間に、市長に提出しなければならない。

(届出義務)

第7条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交通遺児等福祉手当受給資格変更届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 受給者又は遺児が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 受給者が婚姻し、又は遺児が養子縁組したとき。
- (3) 受給者の障害の状況に著しい変化が生じたとき。
- (4) 遺児が死亡したとき。
- (5) 遺児が義務教育を修了したとき。
- (6) 遺児が条例第3条第2項の規定に該当したとき。
- (7) 受給者が遺児を養育し、又は監護しなくなったとき。
- (8) 手当の支払を受けるための金融機関を変更しようとするとき。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、前項に規定する変更届出書を市長に提出しなければならない。

(受給資格喪失の通知)

第8条 市長は、受給者の受給資格が喪失したと認めたときは、交通遺児等福祉手当受給資格喪失通知書(様式第7号)により、受給者(受給者が死亡した場合にあっては、前条第2項に規定する届出義務者とする。)に通知する。

(身分を示す証明書)

第9条 条例第10条第2項の規定により、当該職員が携帯すべき身分を示す証明書は、様式第8号による。

(手当の返還通知)

第10条 市長は、条例第11条の規定により手当を返還させるときは、交通遺児等福祉手当返還通知書(様式第9号)により受給者に通知する。

2 受給者は、前項の通知を受けたときは、速やかに市長の指示に従い、手当を返還しなければならない。

(備付書類)

第11条 市長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理するものとする。

る。

(1) 交通遺児等福祉手当受給資格認定申請処理簿(様式第10号)

(2) 交通遺児等福祉手当受給者台帳(様式第11号)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則(昭和50年静岡市規則第2号)又は清水市交通遺児等福祉手当支給規則(昭和45年清水市規則第5号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月31日規則第80号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第68号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(表)

交通遺児等福祉手当認定申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

申請者氏名

静岡市交通遺児等福祉手当条例第4条の規定により、交通遺児等福祉手当の受給資格の認定について、関係書類を添えて申請します。

保 護 者	ふりがな氏名	男・女	年 月 日生			
	住 所	(電話 —)					
	本 籍 地				職 業	(電話 —)	
家 族 及 び 同 居 の 親 族	氏 名	生 年 月 日	保 護 者 との続柄	同居 別居	住 所	該 当 遺 児	職 業
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
死 障 亡 者 害 又 は 者	氏 名	生 年 月 日	保 護 者 との続柄	該 当 遺 児 との続柄	職 業		
支 金 払 融 希 機 望 関	名 称	口 座 名 義	口 座 種 別	口 座 番 号			
			普通・当座	第 号			

(注)申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。

(裏)
福祉台帳登録証明書

保護者	住所	静岡市		
	氏名		男・女	生年月日
該当遺児	氏名	保護者との続柄	生年月日	学校名及び学年
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	

上記の者は、次のとおり福祉台帳に登録されていることを証明します。
年 月 日

担当地区民生委員・児童委員

住所

氏名



対象区分	1種 2種 3種
対象別	一般・老人・母子・身障・疾病・遺児(両親死亡を含む。)
登録年月日	
意見	

被保護世帯	保護の種類	生活・住宅・教育・医療	・ ・ 開始
	保護の方法	居宅・収容	ケースワーカー

様式第2号(第2条関係)

災 害 等 状 況 申 立 書			
<p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (男・女) 生年月日 年 月 日</p> <p>上記の者は、次の災害に起因して次の状況にあることを申し立てます。</p>			
災 害 の 種 別	1 交通事故 2 労務事故 3 その他の災害()		
災害発生年月日			
災害発生場所			
り 災 の 状 況	1 死亡 2 生死不明 3 障害()		
備 考			
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 申立者 氏名</p> <p>(宛先)静岡市長</p>			
障 害 年 金 等 の 種 別			確 認 印
障 害 年 金 等 の 記 号 番 号		等 級	

(注)

- 1 申立者氏名欄には、申立者が署名し、又は記名押印してください。
- 2 この申立書は、交通遺児等福祉手当の受給資格の認定に使用するものです。

様式第3号(第2条関係)

遺 児 養 育 監 護 証 明 書

年 月 日

(宛先)静岡市長

担当地区民生委員・児童委員

住 所

氏 名

次のとおり、現に遺児を養育し、かつ、監護していることを証明します。

保 護 者	氏 名		男・女	年 月 日生		
	住 所	静岡市				
	遺 児 と の 続 柄					
	養育及び監護 している理由	理由発生年月日(. .)				
該 当 遺 児	氏 名	性 別	生年月日	氏 名	性 別	生年月日
		男・女			男・女	
		男・女			男・女	
遺児に対する養育 費の他からの援助 を受けている状況	1 他からの援助は、まったく受けていない。					
	2 受けている。	援 助 先				
		内 容				
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保護者氏名</p>						

(注)

- 1 担当地区民生委員・児童委員及び保護者の氏名欄には、担当地区民生委員・児童委員等がそれぞれ署名し、又は記名押印してください。
- 2 この証明書は、交通遺児等福祉手当の受給資格の認定に使用するものです。

様式第4号(第3条、第4条関係)

(表)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

交通遺児等福祉手当認定申請却下通知書

次のとおり交通遺児等福祉手当受給資格を決定したので通知します。

No.	遺児氏名	決定内容	支給開始年月	支給月額	付記
1		認定・却下			
2		認定・却下			
3		認定・却下			
4		認定・却下			
5		認定・却下			
却下した理由					

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

(裏)

受給者の皆さんへ

- 1 この手当は、交通遺児等の生活の向上と福祉の増進に寄与するため支給するものです。
- 2 この手当を目的以外に使用したり、受給の権利を譲渡したり、又は担保に供することはできません。
- 3 受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、手当を支給しません。
 - (1) 正当な理由がなく、禁止している行為に違反したとき。
 - (2) 定時の報告及び届出の義務を怠ったとき。
 - (3) 遺児の養育監護を著しく怠ったとき。
 - (4) 正当な理由がなく、市長の命令に従わなかったとき。
 - (5) その他不正な行為があったとき。
- 4 受給者は、毎年9月に現在の状況について市長に報告してください。
- 5 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、必ず届け出てください。
 - (1) 住所又は氏名を変更したとき。
 - (2) 児童が義務教育を修了したとき。
 - (3) 遺児を養育し、又は監護しなくなったとき。
 - (4) 遺児が死亡したとき。
 - (5) 受給者の障害の状況に著しい変化が生じたとき。
 - (6) 受給者が婚姻し、又は遺児が養子縁組したとき。
 - (7) 受給者又は遺児が施設に収容されるか、又は病院に措置されたとき。なお、受給者が死亡したときは、親族の人が直ちに届け出てください。

受 給 者 (保 護 者)	氏 名	(ふりがな)			住 所	(現住所)		支 払 金 融 機 関	金庫 銀行	
	性 別	男・女	生 年 月 日	・		(電話 ー)			支店	
該 当 遺 児 (義 務 教 育 終 了 ま で)	氏 名	続柄	性 別	生 年 月 日	同 居 ・ 別 居 の 別	住 所	父 母 の 状 況	1	両親死亡	
				・	同・別			2	父 死亡	
				・	同・別			3	母 死亡	
				・	同・別			4	父 障害	
				・	同・別			5	母 障害	
上記の者は、次のとおり福祉台帳に登録されていることを証明します。										
年 月 日 担当地区民生委員氏名 ㊟										
対象区分	1種	2種	3種	対 象 別	一般・老人・母子・身障・疾病・遺児			登録年月日		
被保護世帯保護の種類	生活・住宅・教育・医療			保護の方法	居宅・収容	・	開始	ケースワーカー ㊟		
年 月 日										

静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則第6条の規定により、上記のとおり現況報告します。
(宛先)静岡市長

受給者氏名

様式第6号(第7条関係)

受付年月日	・ ・
-------	-----

交通遺児等福祉手当受給資格変更届出書

受給者 (保護者)	氏名		番号	第	号
	住所	静岡市 (電話 ー)			
受給資格変更の理由	1 受給者又は遺児が氏名又は住所を変更したとき。 2 受給者が婚姻し、又は遺児が養子縁組したとき。 3 受給者の障害の状況に著しい変化が生じたとき。 4 遺児が死亡したとき。 5 遺児が義務教育を終了したとき。 6 遺児が条例第3条第2項の規定に該当したとき。 7 受給者が遺児を養育し、又は監護しなくなったとき。 8 手当の支払を受けるための金融機関を変更しようとするとき。				
理由発生年月日	年 月 日				
理由の内容					

上記のとおり、交通遺児等福祉手当受給資格に変更がありましたので、届け出ます。

年 月 日

受給者氏名
(保護者)

(宛先)静岡市長

(注)受給者氏名欄には、受給者が署名し、又は記名押印してください。

様式第7号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

交通遺児等福祉手当受給資格喪失通知書

次の遺児については、交通遺児等福祉手当の受給資格がなくなりましたので通知します。

受給者氏名	番号	第 号
住 所	静岡市	
資 格	該 1	4
	当 2	5
	遺 3	6
喪 理 由		
失 年 月 日	年 月 日	

様式第8号(第9条関係)

(表)

第 号	
交通遺児等福祉手当受給資格調査員証	
所 属	
氏 名	
生年月日	年 月 日生

上記の者は、静岡市交通遺児等福祉手当条例第10条に規定する当該職員であることを証明する。
年 月 日交付

静岡市長 氏 名

9センチメートル

6センチメートル

(裏)

- 1 この証票は、静岡市交通遺児等福祉手当条例第10条の規定に基づく受給資格の調査を行う場合に、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は、関係者から請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 この証票を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。
- 5 この証票が不要になったときは、直ちに返納しなければならない。

様式第9号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

交通遺児等福祉手当返還通知書

静岡市交通遺児等福祉手当条例第11条の規定により、次のとおり交通遺児等福祉手当の返還を命じます。

返還義務者 (受給者)	氏 名		番 号	第 号
	住 所			
返 還 金 額	年 月分から 年 月分までの手当 金額 円			
返 還 理 由				
返 還 期 限	年 月 日			
返 還 方 法	同封の納入通知書により近くの金融機関に払い込んでください。			
備 考				

様式第10号(第11条関係)

交通遺児等福祉手当受給資格認定申請処理簿

受付 番号	受付年月日	申請者名 (生年月日)	性別	申請処理内容		資格喪失番号 (年月日)	備考
				処理年月日	番号		
	年月日	(. . .)	男・女	認定(. . .)	第 号	第 号 (. . .)	
	年月日	(. . .)	男・女	却下(. . .)	第 号	第 号 (. . .)	
	年月日	(. . .)	男・女	認定(. . .)	第 号	第 号 (. . .)	
	年月日	(. . .)	男・女	却下(. . .)	第 号	第 号 (. . .)	
	年月日	(. . .)	男・女	認定(. . .)	第 号	第 号 (. . .)	
	年月日	(. . .)	男・女	却下(. . .)	第 号	第 号 (. . .)	
	年月日	(. . .)	男・女	認定(. . .)	第 号	第 号 (. . .)	
	年月日	(. . .)	男・女	却下(. . .)	第 号	第 号 (. . .)	
	年月日	(. . .)	男・女	認定(. . .)	第 号	第 号 (. . .)	
	年月日	(. . .)	男・女	却下(. . .)	第 号	第 号 (. . .)	

様式第11号(第11条関係)

交通遺児等福祉手当受給者台帳

番号 第 号

受保 給護 者者	氏	(ふりがな) (男・女)	住	静岡市 (電話 ー)							
	名	(ふりがな) (男・女) (生) (変更)		(変更) (電話 ー)							
支給 認定 額	認定年月日	手当月額	認定年月日	手当月額	支機 払 金 融 関	名	種別	口座番号	変更年月日		
	年月日	円	年月日	円							
	年月日	円	年月日	円							
	年月日	円	年月日	円							
支給 対象 遺児	氏名	続柄	生年月日	該当年月日	非該当年月日	非該当理由	現 況 認 報 告 印	年度	㊦	年度	㊦
								年度	㊦	年度	㊦
								年度	㊦	年度	㊦
受給 資格	父	氏名 区分	死亡・障害	理由	資格 喪失	年月日	備 考				
	母	氏名 区分	死亡・障害	理由	理由						

様式第1号(第2条関係)

(平24規則68・一部改正)

様式第2号(第2条関係)

(平24規則68・一部改正)

様式第3号(第2条関係)

(平24規則68・一部改正)

様式第4号(第3条、第4条関係)

(平17規則80・一部改正)

様式第5号(第6条関係)

(平24規則68・一部改正)

様式第6号(第7条関係)

(平24規則68・一部改正)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第11条関係)

様式第11号(第11条関係)